**平成２７年（フ）第６３号**
奈良市六条３丁目６番９号　サンハイツ101号
債務者　町井　幸春
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
奈良地方裁判所

**平成２７年（フ）第８３号**
奈良市三条本町１番93―615号
債務者　大林まゆみ
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
奈良地方裁判所

**平成２７年（フ）第５９号**
奈良県大和高田市田井新町１番27号　吉井マンション201号室
債務者　三上　賢一
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２７年（フ）第１２７号**
広島市中区平野町12番５―203号
債務者　土居　玲子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２２４号**
広島市佐伯区美鈴が丘西３丁目２番７号
債務者　倉岡　征司
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第４５号**
山口県下関市稗田中町25番26号
債務者　深堀　孝子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２７年（フ）第２５号**
愛媛県新居浜市庄内町３丁目１番69号、前住所愛媛県新居浜市西の土居町１丁目１番1142号
債務者　秦　　佳代
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２７年（フ）第２８号**
愛媛県新居浜市中村松木２丁目７番60号
債務者　長野美千子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２７年（フ）第１５号**
福岡県直方市大字頓野2104番地16　県住15―303号
債務者　光石さおり
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２７年（フ）第１７号**
福岡県田川郡糸田町2697番地
債務者　篠原美津子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２７年（フ）第８６号**
宮崎市権現町157番地２　串間借家２号棟
債務者　松ヶ迫　剛
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第８８号**
宮崎市吉村町平塚甲1871番地　有馬貸家６号
債務者　岩元　和美（旧姓安次富）
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第５号**
長野県上伊那郡南箕輪村5430番地１　プレステージアルプス1301号
債務者　増田　敏雄
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２７年（フ）第１４号**
長野県上伊那郡辰野町大字平出1173番地９
債務者　大久保順一
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２７年（フ）第１５号**
長野県伊那市西箕輪2072番地１　ひだまりハイツＢ棟
債務者　市原　靖志
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２７年（フ）第４０号**
兵庫県伊丹市伊丹６丁目５番31号　水原文化101号、前住所兵庫県伊丹市中央１丁目４番15号　サイクサマンション
債務者　谷口　幸夫
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２７年（フ）第５０号**
兵庫県川西市加茂１丁目11番27号
債務者　阿部　梓美
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係